

平成30年度第4回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険 事業計画推進委員会会議録

議題	(議題) 議題1 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画アンケート調査の考え方について(意見聴取)(資料1) 議題2 地域密着型サービス事業者等の指定更新等について(意見聴取)(資料2-1~2-3) 議題3 平成30年度第2次募集地域密着型サービスの公募の結果について(報告)(資料3) 議題4 平成30年度・31年度地域包括支援センター事業評価について(意見聴取)(資料4-1、4-2) 議題5 地域ケア会議について(報告)(資料5) 議題6 平成31年度地域包括支援センター運営方針等について(意見聴取)(資料6-1~6-3) 議題7 地域包括支援センター人材育成について(意見聴取)(資料7) 議題8 その他
日時	平成31年3月27日(水) 14時~15時30分
場所	本庁舎4階 会議室3
出席者氏名	山口 正美 下里 隆史 寺田 洋 篠原 徳守 永澤 鐵男 坂井 修一 大崎 逸朗 柏崎 周一 中戸川 正 加藤 潤一 水島 修一 事務局：高齢福祉介護課長 介護保険担当課長 高齢福祉介護課職員
欠席者氏名	大木 教久 関根 歩 土屋 亜紀子
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	1人

(会議の概要)

議題1 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画アンケート調査の考え方について(意見聴取)(資料1)

説明【高齢福祉介護課：三澤課長補佐】

事務局 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画アンケート調査の考え方について説明する。

平成31年度・32年度の2か年で次期の第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定していくことになる。計画を策定するための基礎資料となるアンケート調査について、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定における考え方(1)のこれまでの計画期間をご覧いただきたい。

現在、平成30年度から32年度を計画期間とした第7期の計画が進められているが、この高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、団塊の世代の方すべてが75歳以上の後期高齢者となる平成37年の茅ヶ崎市の高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期から第9期までの期間において中長期的な視野を持ちながら、施策の展開をしている。

次に(2)計画の策定における考え方をご覧いただきたい。

この計画は老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画および介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定し、神奈川高齢者保健福祉計画と連携している。

また、これまで新たな計画の策定をするにあたり、現在進められている計画の評価及び課題を把握するためアンケート調査を行い、その結果をもとに次期の計画策定をしている。第8期の計画においても同様に進める予定である。

また、第8期の計画策定において配慮すべき事項として、高齢社会対策大綱がある。高齢社会対策大綱とは、超高齢社会に適切に対処することを目的に、高齢者社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として国が定めるもので、現在の大綱は平成30年2月に定められた。

それまでの65歳以上を一律に高齢者という一般的な傾向は、現状に照らせば現実的なものではなくなりつつあり、70歳以降でも個人の意欲、能力に応じた力を発揮できる時代が到来しており、高齢者を支える発想とともに意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整える必要がある。

一方で全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点からは、就業、介護、医療、社会活動など様々な分野において十分な支援やセーフティネットの整備を図る必要があるとしている。

また、技術革新が急速に進展している状況も踏まえ、社会づくりにあたっては技術革新の成果も十分に活用することが期待されている。具体的には資料1、2頁に記載している(1)～(6)が、6つの基本的な考え方となる。

第8期計画はこのような考え方に配慮をして計画を策定していきたいと考えて

いる。

第7期計画を策定する際にはアンケート調査を行った。

調査対象者数、調査項目等は表のとおりである。

具体的な質問項目については「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する調査の報告書」の153頁以降の資料編に使用したアンケート用紙を添付している。

これから策定していく第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケート調査については資料1、4頁の太枠に記載された考え方をもとに行いたい。

高齢社会対策大綱の基本的な考え方を踏まえた視点からの調査とする。

調査対象者及び調査対象者数は第7期計画策定時のアンケート調査を参考に実施する。

高齢者の状態や要望、課題等を継続して把握するため第7期計画策定時のアンケート調査の項目を継続して調査する。

平均寿命および健康寿命の延伸の観点から介護や予防、豊かな長寿社会、セカンドライフ、エンディングに対する意識についても調査する。

最後に、介護保険制度に関連して、近隣住民の助け合いやボランティアによるサービスや民間事業者などのサービス提供、利用について調査する。

なお、具体的な質問項目については今後、精査し、改めて推進委員会に諮る予定である。

今後のスケジュールは、5月に事業者の選定を行い、9月頃の推進委員会でアンケートの案を示したい。アンケート案については、本日アンケート調査の方向性を確認させていただきたい。全体の方向性や視点についてご意見をいただき、これらを踏まえてアンケート案を作成したい。

その後のスケジュールについては記載のとおりである。

議題1の説明は以上である。

委員長 議題1について説明があったが、質問、意見等はあるか。

坂井委員 アンケート調査について、調査対象者はこれでいいと思う。

前回のアンケートの回答率は一般の方の回答者は多かったと思うが、実際の要支援者、要介護者の回答率が低かったと記憶している。

一番関心のあるところだと思つたため、回答率を上げる策を考えてほしい。

事務局 郵送で調査をしているため、工夫してアンケートに答えていただける文面にするなど工夫したい。

対面での調査ではないので、回答していただけるかどうかは受け取った方によるところが大きい。文字を大きくするなど、答えやすくなるような工夫をしていきたい。

委員長 代理の方も書きやすくしていただきたい。

坂井委員 一般の方はいいと思うが、要支援・要介護が一番関心のあるところである。前回の回答率は、一般がおよそ70パーセント、要介護・要支援はおよそ50パーセントであった記憶である。かなり数字に開きがあると感じる。ぜひ、お願いしたい。

事務局 回答率の話であるが、一般高齢者は76.9パーセント、要支援・要介護の在宅の方が66.7パーセント、要支援・要介護で施設入所の方が60.2パーセントとなっている。

少しでも回答率を上げていかなければいけないと思う。

封筒の中身を目にした時点で、説明が長いとそれだけで嫌になる方もいると聞いている。何とか工夫して回答していただきたいと思う。

篠原委員 回答率について、在宅で他同居ならいいが、老老介護または一人暮らしであれば、わからない方がいる。

アンケートを出したけど、回答がないことを茅ヶ崎市が民生委員にお知らせして頂いて、その方に直接、説明してあげるのもいいが無作為で数が多いと難しい。

字を出来るだけ大きくしてあげる、文字数を少なくするなどの工夫が必要。

事務局 無作為抽出で行うため、独居の方や高齢者2人暮らしなど、どの方に郵送されるのかわからない。

非常にありがたい申し出であるが、民生委員さんには日頃の負担になる。

アンケートの通知文に民生委員さんのお名前を入れさせていただく案もあるかと思うが、どの地区に郵送されるのかわからないため難しい。

封筒に大きな文字で表記するなど、少しでも興味を持って回答していただくという工夫も必要である。わかりやすい文章で大きな文字にする工夫はしていく。

委員長 アンケートは事業者に委託すると思うので、民間の感覚で工夫していただきたい。

他に、提案が一つある。

茅ヶ崎市で気になるのが、自転車が多く走っていることである。

一般高齢者のアンケートについて、高齢福祉介護課の所管とは少し違うかもしれないが、交通安全について盛り込んでもいいかと思うので、検討いただきたい。

委員長 他に質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題2 地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（意見聴取） **（資料2-1～2-3）**

【高齢福祉介護課：清水主事 小山田主事】

事務局 議題2、地域密着型サービス事業者等の指定更新等について説明する。

資料2-1は、2019年5月1日に開設予定の地域密着型通所介護事業者であ

る、リハビリ特化型デイサービス「ムーブメント円蔵」についての内容である。

申請者であるアールアンドシー湘南は、神奈川県内3か所でデイサービスを運営している。いずれの事業所についても、運動することで身体機能の向上を図ることに特化したサービス提供を行っている。

茅ヶ崎市内では現在、浜見平にリハビリ特化型デイサービス「ムーブメント茅ヶ崎」を運営している。

今回、新たに事業所を開設するに至った理由は、リハビリ特化型デイサービス「ムーブメント茅ヶ崎」が、利用待機者が出るほど盛況であるため、その受け皿として新たに事業所を開設することになった。

事業所の所在市は、別1図のとおり茅ヶ崎市円蔵二丁目10番31号であり、既存のアパートの1室を改修した事業所となる。

このデイサービスは申請者が運営する他のデイサービス事業所と同様に機能訓練に特化したサービス提供を行う。

サービス提供時間は9時～12時と14時～17時の半日単位となっており、定員は午前、午後それぞれ10名となっている。

配置する職員については、管理者として厚木のデイサービスで管理者を務めた経験がある管理者を配置する予定である。その他の職員については、事業所が開始するまでに申請者が運営するデイサービスで実務経験を積んでから配置することになる。

引き続き、資料2-2、地域密着型サービス事業者等の指定更新等、指定廃止について説明する。平成30年11月21日開催の第3回推進委員会以降に新規指定、指定更新をした事業所の報告である。

1～2頁は事業所の新規指定である。

(1)は要介護1～5の方が利用する地域密着型通所介護と、要支援1,2の方が利用する総合事業の国基準通所型サービスを実施している、星心堂鍼灸院合同会社が運営する事業所「アロハ茅ヶ崎スタジオ」である。

事業所の概要、職員の配置については記載のとおりである。

(2)は、株式会社日本介護福祉グループの運営していた地域密着型通所介護事業所「茶話本舗デイサービス南湖」が運営法人を変更するため、指定廃止を行い、新たに株式会社ドリーム・ファウンデーションが運営する「生きがい工房茅ヶ崎」として新規に指定をしたものである。事業所概要及び職員配置については、前法人が運営していた時点から変更はない。

(3)(4)については、市外に所在する事業所の新規指定である。

藤沢市辻堂に所在し、総合事業の国基準通所型サービスを実施する「早稲田イーライフ辻堂」、藤沢市藤が岡に所在し総合事業の国基準訪問型サービスを実施する「グループ藤ホームヘルプ」である。

(1)(3)は平成30年11月1日、(2)(4)平成31年1月1日付けで新規指定を行った。

3頁は指定更新を行った事業所の報告である。

介護保険法の規定により介護サービスの事業所は6年ごとに指定更新を行うこ

ととされている。

地域密着型通所介護事業所「ウェルネスパーク萩園」について平成31年3月1日付けで指定更新を行っている。

続いて、資料2-3指定地域密着型サービス事業所等の指定廃止について説明する。

(1)は、先ほど述べた株式会社日本介護福祉グループが運営する「茶話本舗デイサービス南湖」が運営法人の変更による指定廃止を平成30年12月31日付けで行った。

(2)(3)については、市外に所在する社会福祉法人吉祥会が運営する総合事業の国基準訪問型サービス事業所「寒川ホームヘルパーサービス」と国基準通所型サービス事業所「寒川ホームデイサービス」が本市の被保険者の利用がなくなったため指定廃止を行うものである。

(4)については、地域密着型通所介護・国基準通所型サービスを実施している株式会社安羅木が運営する「やすらぎ」が利用者確保が困難となったため、平成31年2月28日付けで指定廃止を行った。

議題2の説明は以上である。

委員長 議題2について説明があったが、質問、意見等はあるか。

柏崎委員 指定廃止の報告について、介護保険の適用者が増えているのに、逆に利用者がなくて施設を閉鎖するのは、違うような感じがする。各施設の利用者の増減を調べているか。

利用者はどこに行ったのか、新しい施設ができたから他の施設へ行ったのか、もしくは介護保険の適用が外れて利用できなくなったのか。

事務局 地域密着型通所介護、デイサービスについては市内に施設が増えているため利用者の移動があるかと思う。

「やすらぎ」については運営されている方もご高齢になり、継続が難しいこともあり閉鎖した。

委員長 他に質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題3 平成30年度第2次募集地域密着型サービスの公募の結果について(報告)
(資料3)

【高齢福祉介護課：清水主事】

事務局 議題3、平成30年度第2次募集地域密着型サービスの公募の結果について説明する。

資料3は、第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に整備を位置づけられている地域密着型サービス事業所の平成30年度第2次募集地域密着型サー

ビスの公募結果である。

平成30年11月21日開催の第3回推進委員会で報告をしたが、1回目の募集では応募法人がなかったため、改めて公募を実施したものである。

募集したサービス種類は、認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護の2つのサービスである。

1回目の募集では、これら2つのサービスを併設した事業所として募集を行ったところ応募がなかったため、2次募集では個々のサービスでの応募も可能として募集した。

事業所を募集した日常生活圏域は第2生活圏域であり、東海道線より南側の地区である。日常生活圏域については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画7期計画の111頁に記載があるため参考にしていただきたい。

公募結果は、看護小規模居宅介護事業所について前回と同様、応募がなかったため選定できなかった。認知症対応型共同生活介護は、1事業者から応募があり、書面審査及びヒアリング審査を経て選定基準を満たしたため選定することとした。

選定した事業者は全国で介護事業を運営する「株式会社ユニマツリタイアメントコミュニティ」である。

通所介護・認知症対応型居宅介護・有料老人ホームなどの高齢者介護施設を全国286拠点展開し、全サービスで計606事業所の提供実績のある法人である。

市内では、赤羽根にある「茅ヶ崎ケアセンターそよ風」にてデイサービスとショートステイを提供しており、最近では市内松尾に「グループホーム茅ヶ崎」を運営する「ホームライク湘南」の発行済株式の全部を取得し、完全子会社化した事業者である。

議題3の説明は以上である。

委員長 議題3について説明があったが、質問、意見等がなければ次の議題にすすみたい。

議題4 平成30年度・31年度地域包括支援センター事業評価について（意見聴取）（資料4-1、資料4-2）
【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

事務局 議題4、平成30年度・31年度地域包括支援センター事業評価について説明する。

始めに、資料4-2のスケジュールについて説明する。

平成29年度の事業評価は、本市で作成した事業評価シートに基づき、この推進委員会の運営協議会で諮り、市としての最終評価を11月に報告した。

平成30年5月に地域包括支援センターの設置運営についての一部改正があり、市として評価を実施する事の義務化と国からの評価指標が示された。

本市においては、すでに評価を実施していたが、国の評価指標が示されたことを踏まえて、平成30年度分の事業評価から評価指標の検討及び評価の流れを変更す

る必要が出てきた。

スケジュール表では、平成30年度分の評価については、すでに平成30年4月15日までに地域包括支援センターとしての評価を提出していただいている。

5月、6月に基幹型包括支援センターがヒアリングをしたのち、基幹型包括支援センターとしての評価を行う。この結果をこの推進委員会で報告し、御意見をいただき、最終的な評価として茅ヶ崎市の評価を報告する予定である。

一方、平成31年度の事業評価については、インセンティブにも関わることであるが、地域包括支援センターの事業計画に行政も関与することが必要となる。

平成31年3月に、各地域包括支援センターの事業評価についてこれまでの課題をどのように平成31年度の事業評価に反映させるのか、平成31年度の重点事業は何かを中心にヒアリングをして、その結果の一部修正をしたものを平成31年4月15日までに提出していただく流れとなる。

資料4-1、具体的な評価指標の変更について説明する。

主な変更点は3点である。

1点目は、国の評価指標が〇×方式に代わっていたためにこれまで4点法で評価していた評価指標をすべて〇×方式に改めた。

2点目は、これまですべて市の評価指標であったが、国の評価指標と見比べながら整理して、国の評価にない指標10項目を茅ヶ崎市独自の評価指標として継続することにした。

3点目は、地域包括支援センターの自己評価および基幹型包括支援センターの評価については各指標の項目ごとに理由等についてコメント欄を書くようにしていたが、全体を通しての評価と改めた。以上の3点の変更点となる。

なお、運営協議会の皆様からの御意見については前年と同様に、当日にご意見をいただくこととしている。

議題4の説明は以上である。

委員長 議題4について説明があったが、質問、意見等はあるか。

委員長 国が示したこのやり方に完全に縛られると理解してよいか。

評価は、〇×のみで△という評価はないのか。

1～4点は評価をつけやすいが、〇×の評価は日本人に馴染みにくい。

事務局 その通りである。国の評価に準じた指標ということである。

下里委員 例えば、×が多かったら国から何かペナルティがあるのか。

事務局 現段階ではまだ、そこまではない。

今後は、インセンティブに関わってくる可能性も読み取れる文章等はある。

委員長 国が評価項目を細かく書いているが、実際の質問について市として修正や

変更をしても構わないのか。例えば、質問項目のなかで答えやすいような言葉を追加した質問に変えてもよいのか。

事務局 市としては「このように解釈できるため、○として回答してよいのではないか」という指標は示す予定である。

副委員長 市役所が地域包括支援センターについて委託になっているが、市が求めている内容と国の調査の内容が一致しているのであればいいが、国の調査の項目のほうがより細かくなると、地域包括支援センターの負担になるのではないか。

評価が○×であれば、単に実施したか、しないかの取組になってしまい、地域包括支援センター側で、もっと取り組みをしようという意欲を削いでしまうなどのマイナスを感じる。

事務局 ヒアリングをしていくので、その際にフォローをしていく。

「このようにすると評価が○になるのではないか」という提案もさせていただく。

副委員長 地域包括支援センターに委託する際に仕様を作成して、実施内容がわかるようにしてあると思う。

国のアンケートの項目と市の項目が一致していて、本来やるべきことが仕様の中に入っているのか。

委託するのに予算つけることが難しく、そうすると人員をあてるのも難しい。

一方では、市民としては地域包括支援センターを充実させてほしいという思いがあるため、地域包括支援センターががんばっていることが分かるようにしていただきたい。

事務局 仕様書および運営方針は、細かいところまでは記載していない。

国の評価指標を読み替えることができるため、仕様書との齟齬はないと考えている。

篠原委員 国の基準と同じようにするよりも、茅ヶ崎市独自の基準で実施してもよいのでは。神奈川県内では2本立てで実施しているところもある。

事務局 これまでは、神奈川県の中でも評価を実施している市町村が多くはなかったように思う。平成30年度の動きは、全市町村について把握していない。

市としての基準を設けることについては課内でも検討したが、これは絶対に守って○になっていたきたい項目と、そうではない項目の重み付けが決められない状況において、市としてはこの項目に関しては最大限に努力をして守っていただきたいという方針について、どのように守っていけるのかを一緒に考えたい。

篠原委員 ○か×かの評価をつけることは荒い評価の仕方である気がする。

事業者にしてみれば、荒い調査を国も市も実施するということはどうか。何か検討してもよいのでは。

事務局 国の評価指標が○×になっているため、市が別枠で項目を設けるとしても国の指標で評価を報告しないとイケない。そうなれば、評価する負担が増えることになるため、国の指標に従ったということである。

坂井委員 地域包括支援センターそのものの働きを支援するのではなく、最低でも合格すればよいという方向になると、この政策が横道に反れるのではないか。

なぜ、地域包括支援センターがそこにあるのか、恩恵を受ける市民の方達に向けた制度や指導などをしていただきたい。

事務局 地域包括支援センターは市町村に設置の義務があって、市町村が直営をする形もあるが、茅ヶ崎市だけでなく、全国的に委託の形態をとっている。

市町村が地域の方たちに向けて開いている、包括支援センターの水準に求めるものが、評価指標に出てきている項目である。

委託先に対してチェックをしているかのように見えてしまうところもあるが、逆に各市町村が持っている地域包括支援センターの個々が、全国的に同じレベルに揃うように、国が指導をしているというシートである。

市として求められている水準を、各地域包括支援センターで揃えていただくために、市としては基準が○になるように共に努力をしていただきたいと考えている。

管理責任者会等で委託先の評価であるという誤解が生じないように、連携を取っていききたい。

実際に、管理責任者会等でも指標について話し合いながら進めていて、市だけで示しているわけではない。地域包括支援センターと共有しながら対応していきたい。

事務局 ○と×の評価であるが、評価をする中では基幹型包括支援センターの職員が各地域包括支援センターに伺ってきちんとヒアリングを行っている。

管理責任者会として12か所の管理責任者と2か月に1回、会議の場を設けているなかで、この件についても話をしている。

実際にこれをどうしていくか、については新年度の事業に対してどのようなことをしていくのか、前年度に対してはどのようなことを行ったのかを、○×だけではなく地域包括支援センターが自己評価をする、またはそれに対して基幹型包括支援センターがヒアリングをして、どのようにしていけばよいのか評価をしている。

これを踏まえて、最終的に市で地域包括支援センターの評価をどうするかを考えていく。

○×だけでは乱暴であるという意見もあるが、ヒアリングを実施して最終的に評価をしていききたいと考えている。

委員長 他に質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題5 地域ケア会議について（報告）（資料5）
説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

事務局 議題5、地域ケア会議について説明する。

これまで実施してきた地域ケア会議の機能は、本市においては茅ヶ崎市地域ケア推進会議と地区別地域包括ケア会議の2つを実施していた。

茅ヶ崎市地域ケア推進会議の機能は、個別課題解決機能、地域包括ケアネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能を市の機能として持たせて実施している。

一方、地域包括支援センターが実施する地域ケア会議の機能は、個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク会議、課題発見機能の3つを主な目的として実施していた。

これに加え、茅ヶ崎市自立支援型地域ケア個別会議を市で実施することになる。

地域ケア会議については地域包括支援センターの設置運営についての一部改正および保険者機能強化推進交付金、ならびに地域ケア会議等の研修の場で自立支援に資する個別課題の検討を目的とした地域ケア会議（地域ケア個別会議）の重要性が指摘されているため、本市でも平成31年度から導入する準備をしている。

趣旨としてはケアマネジャーへの支援を位置づけること、地域の共通した課題を把握する機会とすることであり、実施回数は年4回程度と考えている。

対象者は事業対象者と要支援1、2あるいは要介護1、2の方を対象と考えている。

議題5の説明は以上である。

委員長 議題5について説明があったが、質問、意見等があるか。

委員長 個別課題とは何を個別対象としているのか。

年4回、市内4グループに分けて、個別の対象者について議論をすることになると思うが、議論をした結果はどのような取扱いになるのか。

事務局 個別とは事業対象者、要支援1、2および要介護1、2の中のお一人お一人を個別対象としている。その対象者の方が自立に向けてどのような取組をすればよいか、専門家の方のご意見をいただきながら検討することになる。

議論の結果は、ケアマネジャーあるいは地域包括支援センターの職員のケアプランの中に反映できるものかどうかを改めてケアマネジャーに検討してもらう。

あくまでも助言であって、変更をしなければならないということではない。

委員長 これまでも地域包括支援センターが実施していたと思うが、これからは曖昧にしないで、このような形で厳格に進めてくという趣旨になるのか。

事務局 地域包括支援センターでもこれまで、個別の事例を取り上げた地域ケア会議を開催していた。

自立支援に向けた地域ケア会議は、自立に導かれているという先行の結果が出ているなかで、ケアプランの在り方や対象者が自立に向けたケアプランを漫然と実施していくのではなく、対象者の方が自立に向かって何をすればよいかについて専門家のご意見をいただくことになる。

市町村レベルで実施しているところと、包括支援センターレベルで実施しているところがある。本市は新たに始めるということや負担を考慮して、当面は市が主体となりながら進めていくという方針である。

委員長 これは、地域包括支援センターの役割が果たされていないという国の認識なのか。

事務局 そうではないと解釈している。

ケアプランを立てているのは地域包括支援センターだけでなく、ケアマネジャーの方々もいるので地域包括支援センターが機能していない、というのではない。

今までの視点に加えてより一層、個別支援に向けた機能を強化していくという考えであると認識している。

個々の事例について他機関と多職種が科学的な視点から検討することでより一層、自立支援に向けたケアプランにしていくという取組である。

もちろん、ご本人の了解と頑張りが一番大事であるので、これをどう結び付けていくのかということになる。ケアプランのチェックではない。

篠原委員 地域ケア個別会議というのは、ケース会議とは違うのか。

事務局 似て非なるものと解釈している。

ケース会議については、そのケースがその事例の方にどのように支援していくかであるが、個別課題解決機能は、ある対象者の方の課題が、他の対象者に共通するものがないだろうか、この地域で共通する方がいるかを検討する。

個別の支援も大切で、ケース検討会では対象者個人がクローズアップされるが、個別課題回議では対象者の事例が素材となる。

委員長 資料によれば、4つのグループに分けて地域ごとに年1回、実施していくかと思うが、事例を例として勉強会や検討会議のような会議になるのか。

事務局 そのような側面もかなり強いと思う。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題6 平成31年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取）
（資料6-1～6-3）

説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

事務局 議題6、平成31年度地域包括支援センター運営方針等について説明する。

包括支援センターの運営方針は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、専門的知識や技能をお互いに助け合いながら、チームの中で活動することにより、包括的および継続的な支援を行い包括ケアシステムを実現する指針になる。

基本的な視点として、総合性、包括性、継続性、予防性の4点を大きな視点としている。

平成30年度の運営方針との違いは、資料6-1、3頁の個人情報の保護の文面を変えていることおよび、これまでにない項目を1点追加している。4頁の13、苦情対応の方針を追加している。これ以外は平成30年度と同様である。

資料6-2、委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針は、市が包括的支援事業の実施を委託する法人に対して必要な指針を示すものになる。

平成30年度との変更点は、8、地域ケア会議の運営方針の項目である。

茅ヶ崎市地域ケア個別会議を実施することにとともに、協力していただきたいという文面を追加している。

資料6-3、地域包括支援センター事業計画書は、平成30年度と同様の事業計画の書式と項目であり、変更はない。

議題6の説明は以上である。

委員長 議題6について説明があったが、質問、意見等はあるか。

柏崎委員 資料6-2について、委託型地域包括支援センターとあるが、茅ヶ崎市はすべて委託型ではないのか。委託型地域包括支援センターと地域包括支援センターとは違うのか。

事務局 茅ヶ崎市の場合は、高齢福祉介護課の中に基幹型地域包括支援センターがあり、センター長は高齢福祉介護課長で職員が保健師、社会福祉士、介護支援専門員、事務職員の計5名で基幹型地域包括支援センターを兼務している。

各地域にある地域包括支援センターは委託しているため、委託型地域包括支援センターを指す場合がある。

地域包括支援センターと言う場合には、基幹型と委託型と両方を指す場合もある。

資料6-3の事業計画書について、「平成31年度 委託型地域包括支援センター 事業計画書」と変更したいと思う。

委員 基幹型地域包括支援センターは市役所の中の組織なのか。

実際に、現場の仕事をしているのか。

事務局 実際のケアプランは作成していない。地域包括支援センターの後方支援をしている。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題7 地域包括支援センター人材育成について（意見聴取）（資料7）
説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

事務局 議題7、地域包括支援センター人材育成について説明する。

平成26年度から平成29年度までの4か年に関して、地域包括支援センターが組織的な運営ができることを目指してスーパービジョンを中心とした研修等を実施してきた。その結果、組織としての機能のなかで行動することに関して、スキルアップがかなり図られた。

一方、地域包括支援センターを取り巻く環境の変化は、平成31年度中に茅ヶ崎南地区に新たな地域包括支援センターが設置されることになる。

他に、地域包括支援センターの職員の入れ替わりもあり、10人程度が入れ替わることもある。また、これまで来所者から暴言、暴力を受ける被害を受けたこともあり、時には不当と思われる苦情を訴える高齢者や家族の対応に苦慮することがある。

地域の方々からは地域の課題把握や課題解決に期待されている部分が大いと考えている。このような環境の変化を踏まえ、平成30年度は研修をしている。

研修内容は4点であり、地域を理解し地区診断をしていくための知識やスキルの向上に向けた研修を2回、実施している。

苦情や対応困難事例への対応、身の安全を守るためのスキルの向上に向けた研修、サービス担当者会議を円滑に運営していくためのファシリテーター研修を実施している。また、新しい職員に向けたスーパービジョン研修を継続して実施している。この4点を平成30年度に実施した。

これらのことを踏まえて、平成31年度の方針は地区診断を重視したいと考えている。

3職種がそれぞれの専門性を発揮しながら地区担当の特性の分析や地区診断を実施し、その結果について地域の関係者の方々と共有し、課題解決に向けた意見交換ができるように、地区診断に関する研修を重点的に実施していきたい。

それ以外では継続してファシリテーター研修、スーパービジョン研修等を実施する予定である。

議題7の説明は以上である。

委員長 議題7について説明があったが、質問、意見等はあるか。

委員長 ファシリテーター、スーパービジョンとは日本語でどういう意味か。

スーパービジョン研修は地域包括支援センターの人材育成の研修にどのような意味があるのか。

事務局 スーパービジョンについては組織的な事業を展開していくために、管理的機能、教育的機能などの側面があり、このようなことを活用しながら、組織的に動いていくことを目指していくものである。

ファシリテーターは会議の司会進行を円滑にしていく役割を果たすようなものである。

スーパービジョン研修の主旨は、例えば困難事例に関して個々の専門職が基幹型である市役所に相談するのではなく、包括支援センターとしてどうなのか、連携しながら他の専門職で補うことができないかを包括支援センターの中で検討して頂いて、そこでうまく出来なければ基幹型につないでいただくという組織的な流れを作りたいという主旨であった。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題 8 その他

説明【高齢福祉介護課：三澤課長補佐】

事務局 次回の推進委員会開催は、平成31年5月下旬を予定している。日程、議題が決定したら委員の皆様にお知らせをする。

議題8の説明は以上である。

委員長 議題8について説明があったが、質問、意見等はあるか。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ、閉会とする。

委員長署名 大崎 逸朗

委員署名 下里 隆史